# その他告示

**○総務省告示第四十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、上野宏史後援会から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和七年総務省告示第四十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

| 訂正後 | 訂正前 |
|---|---|
| ㈠　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） | ㈠　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） |
| 政治団体の名称 / 代表者の氏名 / 異動事項 / 異動年月日（法第十九条の七第一項第二号に係る届出年月日） | 政治団体の名称 / 代表者の氏名 / 異動事項 / 異動年月日（法第十九条の七第一項第二号に係る届出年月日） |
| ［略］ | ［同上］ |
| 上野宏史後援会 / 上野　宏史 / 主たる事務所の所在地 / 新：群馬県前橋市城東町二―一〇 / 旧：群馬県前橋市千代田町四―一二―三 / 六、九、一二 | 上野宏史後援会 / 上野　宏史 / 主たる事務所の所在地 / 新：群馬県前橋市城東町二―一一 / 旧：群馬県前橋市千代田町四―一二―三 / 六、九、一二 |
| ［略］ | ［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**○農林水産省告示第二百二十五号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 | くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 |
| 第一　くろまぐろ（小型魚） | 第一　くろまぐろ（小型魚） |
| 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） | 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） |
| 4,218.0トン | 4,218.0トン |
| 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） | 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） |
| 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 | 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 |

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 150.7 |
| 青森県 | 351.0 |
| 岩手県 | 113.0 |

（単位：トン）

| 都道府県 | 都道府県別漁獲可能量 |
|---|---|
| 北海道 | 167.7 |
| 青森県 | 351.0 |
| 岩手県 | 113.0 |